

## 指定希少野生動植物の指定について

### 1 指定の根拠

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 18 年大分県条例第 14 号）第 9 条第 1 項  
 ・希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定

第 9 条 知事は、希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 4 条第 3 項の国内希少野生動植物種及び同法第 5 条第 1 項の緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。  
 （第 2 項以下省略）

### 2 指定を行った種（4 種）



|       |  |
|-------|--|
| 種名／科名 | フクジュソウ / キンポウゲ科                                  |
| 形態の特徴 | キンポウゲ科の多年草。花期は 3～4 月で、3～4 cm の黄色い花をつける。          |
| 分布域   | 〈県内〉 九重火山群、由布・鶴見火山群、大分川・大野川丘陵地<br>〈県外〉 北海道、本州、九州 |
| 生育環境  | 丘陵地や低山地の谷草原や林縁                                   |
| 学術的価値 | —  |
| 減少要因  | 人による採取や開発  |



|       |   |
|-------|---|
| 種名／科名 | オキナグサ / キンポウゲ科  |
| 形態の特徴 | 日当たりのよい草原に生える多年草。花茎は高さ 10 cm 前後で開花。花期は 4～5 月。鐘形で下向きに開く。外面は長い白毛で被われ、内面は暗赤紫色。             |
| 分布域   | 〈県内〉 日田低地・丘陵地、玖珠丘陵地・山地、九重火山群、由布・鶴見火山群、大分川・大野川丘陵地、豊後水道後背地域、大野川流域、祖母・傾山地<br>〈県外〉 本州、四国、九州 |
| 生育環境  | 低地から低山地の向陽草原  |
| 学術的価値 | —   |
| 減少要因  | 人による採取や開発   |



|       |  |
|-------|--|
| 種名／科名 | オオイタシロギセル / キセルガイ科                       |
| 形態の特徴 | 貝殻はやや薄質で小形、細長い紡錘形。殻色は濁った白色で細かい生長脈が殻表を覆う。 |
| 分布域   | 〈県内〉 三重町、宇目町<br>〈県外〉 宮崎県北部               |
| 生育環境  | 石灰岩の礫の間や落ち葉の下                            |
| 学術的価値 | 大分県南部から宮崎県北部にかけての石灰岩地のみ分布する。模式産地三重町。     |
| 減少要因  | 人による採取や開発                                |

## 自然環境部会決議事項



|       |  |
|-------|--|
| 種名／科名 | ハブタエムシオイ / ムシオイガイ科                               |
| 形態の特徴 | 貝殻は低円錐形で微少。オナガラムシオイガイに似るが、本種は殻口背部に顕著な段差がある点が異なる。 |
| 分布域   | 〈県内〉 佐伯市<br>〈県外〉 ー                               |
| 生育環境  | 石灰岩地の凹地や礫の間、落ち葉の下                                |
| 学術的価値 | 今まではオナガラムシオイガイの亜種とされていたが、近年新種とされた。               |
| 減少要因  | 人による採取や開発  |

### 3 指定までの経過

- 平成 28 年 2 月 25 日 指定希少野生動植物検討会
- 平成 28 年 3 月 4 日 大分県環境審議会へフクジュソウ、オキナグサ、オオイタシロギセル、ハブタエムシオイの指定に関し諮問
- 平成 28 年 3 月 25 日 大分県環境審議会から指定について適当との答申
- 平成 28 年 6 月 3 日 指定案の告示・縦覧（～6 月 16 日（14 日間））  
→利害関係人からの意見書の提出なし
- 平成 28 年 8 月 1 日 指定の告示  
（周知期間）
- 平成 28 年 11 月 1 日 指定告示施行（予定）

### 5 指定による行為の制限等

#### ○個体の取扱いに関する規制

- ・ 個体の所有者等は、希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない（条例第 10 条）
- ・ 許可なく捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下、「捕獲等」）をしてはならない（条例第 12 条）
- ・ 条例に違反して捕獲等をした種の個体（加工品を含む。）の所持、譲り渡し、譲り受けをしてはならない（条例第 13 条）
- ・ 違反した場合、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金の罰則に処する（条例第 40 条）

#### ○捕獲等の許可

- ・ 学術研究、繁殖、教育など指定種の保護に資すると認められる目的で捕獲等をする場合は、知事の許可を受けて行うことが出来る（条例第 14 条）。

### 6 指定の効果

- ・ 罰則による捕獲・採取圧の効果的抑制
- ・ 指定による社会的関心保護の機運の上昇、保護活動の促進
- ・ 指定した種の保全対策の優先的な推進

### 7 現在の指定状況

指定希少野生動植物 21 種（植物 13 種、動物 8 種） 平成 28 年 9 月 1 日現在

◆指定希少野生動植物の指定等の状況(21種)

|    | 分類群     | 科名      | 種名          | レッドデータブックカテゴリー |     | 指定年月日     | 施行年月日   |
|----|---------|---------|-------------|----------------|-----|-----------|---------|
|    |         |         |             | 大分県            | 環境省 |           |         |
| 植物 | 種子植物    | ユリ科     | タマボウキ       | I A            | I B | H18.12.26 | H19.4.1 |
|    |         |         | ヒメユリ        | I A            | I B | H18.12.26 | H19.4.1 |
|    |         | イラクサ科   | チョクザキミズ     | I A            | I B | H18.12.26 | H19.4.1 |
|    |         | ニシキギ科   | ナバヒゼンマユミ    | I A            | I A | H18.12.26 | H19.4.1 |
|    |         | ラン科     | ナゴラン        | I A            | I B | H20.3.28  | H20.7.1 |
|    |         | イワタバコ科  | イワギリソウ      | I A            | II  | H18.12.26 | H19.4.1 |
|    |         | キク科     | ヒゴタイ        | I B            | II  | H18.12.26 | H19.4.1 |
|    |         |         | イワギク        | I A            | II  | H20.3.28  | H20.7.1 |
|    |         | ナデシコ科   | オグラセンノウ     | I A            | II  | H21.3.31  | H21.7.1 |
|    |         | キキョウ科   | ヤツシロソウ      | I A            | I B | H22.3.31  | H22.7.1 |
|    | シダ植物    | ホウライシダ科 | ホウライクジャク    | I A            | I B | H18.12.26 | H19.4.1 |
|    |         |         | オトメクジャク     | I B            | I B | H21.3.31  | H21.7.1 |
|    | コケ植物    | ミズゴケ科   | オオミズゴケ      | 準              | 準   | H18.12.26 | H19.4.1 |
| 動物 | 魚類      | ハゼ科     | クボハゼ        | I B            | I B | H26.5.7   | H26.9.1 |
|    |         |         | チクゼンハゼ      | I B            | II  | H26.5.7   | H26.9.1 |
|    | 甲殻類     | カブトガニ科  | カブトガニ       | I B            | I   | H18.12.26 | H19.4.1 |
|    | 昆虫類     | タテハチョウ科 | オオウラギンヒョウモン | I B            | I A | H18.12.26 | H19.4.1 |
|    |         | シジミチョウ科 | クロシジミ       | I B            | I B | H18.12.26 | H19.4.1 |
|    |         | トンボ科    | ハッチョウトンボ    | I A            | —   | H24.3.30  | H27.7.1 |
|    | 陸・淡水産貝類 | ミズゴマツボ科 | オンセンミズゴマツボ  | I A            | I   | H22.3.31  | H22.7.1 |
|    |         | ムシオイガイ科 | オナガラムシオイガイ  | I B            | I   | H27.3.31  | H27.7.1 |

# 第2次生物多様性おおいた県戦略(2016-2020)の概要

## 《位置付け》

- 生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略
- 「生物多様性国家戦略2012-2020」を基本とし、「愛知目標」を踏まえた長期的な目標及び基本方針を定めた戦略
- 「第3次大分県環境基本計画」の個別計画

## 《戦略の期間》

- 平成28年度～平成32年度(5年間)

## 《推進体制と進行管理》

- 推進体制  
「おおいたうつくし作戦県民会議」を中心とした県民、民間団体、事業者、行政総参加の取組
- 進行管理  
生物多様性指標の設定、進捗状況の確認及び検証

## 《行動計画》

\*「◇」は新規又は拡充項目

## 《基本目標》

豊かな自然と人間とが共生する  
ふるさと“おおいた”の創造

## 《基本方針》

- 1 豊かな生物多様性が人の暮らしを支えていることを理解する(教育、広報、普及啓発の強化)
- 2 生物多様性と人のつながりを考え行動する(日々の暮らしや産業と生物多様性の調和)
- 3 生態系のつながりを大切に豊かな自然が残る地域や生きものを守る(重要な地域、生態系、種の保全)
- 4 生物多様性がもたらす恵みをより豊かにする(生物多様性の回復)
- 5 豊かな生物多様性を未来につなぐ(科学的根拠に基づく行動)

## —生物多様性とは—

- ◆すべての生物に違いがあり、それぞれが互いにつながっていること  
①生態系の多様性 ②種の多様性 ③遺伝子の多様性

## —生物多様性の恵み—

- 〈基盤サービス〉 酸素や水をつくり、気候を安定させるなど  
「すべての生命の存在基盤」がえられる
- 〈供給サービス〉 食料や木材、薬など「有用な価値」を持つ
- 〈文化的サービス〉 地域の食文化や伝統行事など  
「豊かな文化の根源」となる
- 〈調整サービス〉 かん養機能による水の確保や山地災害の防除等  
「将来にわたる暮らしの安全性」を確保する

## —生物多様性の危機—

- 〈第1の危機〉 開発など人間活動による危機(開発行為等)
- 〈第2の危機〉 自然への働きかけの縮小による危機(里山の衰退等)
- 〈第3の危機〉 人間により持ち込まれたものによる危機(外来生物等)
- 〈第4の危機〉 地球環境の変化による危機(地球温暖化等)

## 1 重要地域の保全

- (1)自然公園等
  - ・法令に基づく規制や指導の徹底による自然の風景地の保全
  - ◇ NPOと協働した野生動植物の保全や普及啓発の推進
- (2)ラムサール条約湿地
  - ◇ 条約湿地潜在候補地の情報収集など登録に向けた検討
- (3)景観保全、天然記念物、名勝、文化的景観
  - ◇ 市町村の景観条例の策定の推進による景観保全の促進
- (4)日本ジオパーク、世界農業遺産地域など
  - ◇ 地域の自然や文化等を紹介するガイドの養成の推進
- (5)大分県版の新たな環境保全の取組
  - ◇ 保全すべき地域の選定方針等新たな環境保全の取組の推進
  - ◇ 優れた自然環境の魅力の情報発信による参加者等の拡大
  - ◇ 自然保護活動団体への支援等による活動の活発化の推進

## 2 生態系ネットワークの維持・形成

- (1)生態系ネットワークの形成
  - ◇ 地域の保全方針等による生態系ネットワークの維持形成
  - ◇ 森、里、川、海にかかる流域全体の切れ目のない保全の推進
- (2)自然環境保全と土地利用
  - ◇ 重要地域等の保全のための庁内連携の強化
  - ◇ 林地開発の環境保全に関する地元との協定の締結の指導
- (3)大規模開発と環境影響評価
  - ・希少種の保全、生態系ネットワークの維持・再生等
  - ・環境影響評価に係る知見の集積、環境への影響の実態の把握
- (4)県の公共事業などにおける取組
  - ◇ 希少種等の生息・生育環境への影響の回避・代替措置等の推進
  - ・地形の変更を最小限度にとどめる等環境保全への配慮

## 3 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生

- 持続可能な農林水産業を支える生物多様性
- ◇ 化学肥料等の削減による有機農業等の環境保全型農業の推進
  - ・間伐や再造林の実施による健全な森林づくりの推進
  - ・沿岸環境の維持・向上のための藻場・干潟の保全・再生

## 4 地域の特性に応じた保全と利用

- (1)森林
  - ・地域森林計画に基づく機能の高い多様な森林整備の推進
- (2)里地里山
  - ・グリーンツーリズム等の推進及び身近な自然とのふれあいの促進
- (3)河川・湿地地域
  - ◇ 多様な生物の生息・生育環境の確保等多自然型川づくりの推進
- (4)沿岸・海洋
  - ◇ 藻場や干潟等の環境に応じた適切な施策による保全・再生の推進
- (5)都市
  - ・街路樹や都市公園、緑地等による緑のネットワークの形成

## 5 野生生物の保護と管理

- (1)絶滅のおそれのある種の保全
  - ◇ 希少野生動植物のモニタリングの実施及び保護体制の充実強化
  - ◇ レッドリストの機動的な更新及びレッドデータブックおおいたの改定
- (2)野生鳥獣の保護管理
  - ・野生動植物の種の存続に重要な地域の保全の推進
- (3)外来種の防除
  - ◇ 県の外来種リストの作成及び防除の必要性の周知
- (4)動物愛護と適正な管理
  - ・外来種防除のため飼養動物の遺棄防止に向けた啓発の強化

## 6 生物多様性の主流化の推進

- (1)普及啓発・広報活動
  - ◇ 環境保全活動の実践例の紹介等積極的な情報発信
  - ◇ 豊かな生物多様性に支えられた自然の魅力を強力に情報発信
  - ・自然保護思想の普及促進
- (2)環境教育・学習
  - ・NPO等との連携による学習の機会の提供
- (3)自然とのふれあい
  - ・自然観察会や森林体験学習会等自然に親しむ機会の提供
- (4)人材の育成と活用
  - ◇ 環境学習を推進する人材の確保及び活用の拡大
  - ◇ 自然公園指導員、希少野生動植物保護推進員等の活動の充実
- (5)参画と協働による保全活動
  - ◇ 県民参加型の取組の推進

## 7 調査・情報整備の推進

- (1)調査
  - ◇ 希少野生動植物の生息・生育環境の保全のためのモニタリング
  - ◇ ジオパークやエコパーク等の地域における学術調査
- (2)情報整備・管理
  - ◇ 環境GISによる情報の蓄積及び提供・公開の拡充
  - ◇ 環境GISを活用した保全すべき地域の選定等
  - ◇ 自然史標本の散逸、損傷防止

## 8 地球温暖化への対応

- ◇ 「大分県地球温暖化対策実行計画(第4期)」の着実な実施
- ◇ 生態系の保全に係る適応策や手法等の情報収集